資料３
令和２年７月 31 日
地球温暖化対策推進懇談会
検討部会
環境政策課

（仮称）「千代田区気候変動適応計画」における将来像・基本的な考え方・施策体系等について

１　将来像

- 気候変動適応において目指す姿を一言で表す。
- 以下の点を踏まえた文言を作成
  - ・ポジティブな要素を含める。
  - ・区だけではなく、区民や事業者も一つになれるよう、区民や事業者が自分との関わりを認識できる表現にする。

＜将来像（案）＞

いつまでも安心して住み働き続けられる強く魅力あるまち

２　基本的な考え方

- 計画策定の目的や方向性を示す。

＜基本的な考え方（案）＞

区は、これまでも気候変動による影響に対して様々な分野で適応策を実施してきた。今後さらに深刻化する気候変動の影響による被害等を回避・軽減するため、取組みを一層推進し、区民や区内事業者の生命、財産、生活や活動を守る。

また、気候変動に負けないまちの実現に向けて取り組むことで、区民や区内事業者とともに新たな地域の価値を創造する。

なお、気候変動の影響は様々な分野に及ぶが、区への影響が大きいと考えられる事項に重点を置くなど、優先順位をつけて取り組んでいく。

＜適応策の方向性（案）＞

適応策を推進するにあたっては、以下の事項を踏まえて取り組む。

- 気候変動による影響被害を回避・軽減するとともに、千代田区の特性を生かした、より魅力あるまちを形成する機会と捉え、積極的に施策を推進する。
- 国や東京都との役割を明確にし、隙間のない対策を講じる。また、区・区民・事業者の各主体が相互に連携・協働し、千代田区の地域特性に応じた施策を推進する。
- 気候変動の将来予測等の科学的知見の更新に伴い、必要に応じて施策を見直すなど、柔軟に対応する。

3　施策体系のイメージ

- 将来像や基本的な考え方を踏まえ、適応策の分野・項目、具体的な施策を体系図で示す。
- 分野・項目は令和元年度の検討結果により「優先的に取り組む分野・項目」とした事項とその他区に影響がある分野・項目を網羅的に示す。

＜施策体系イメージ（案）＞

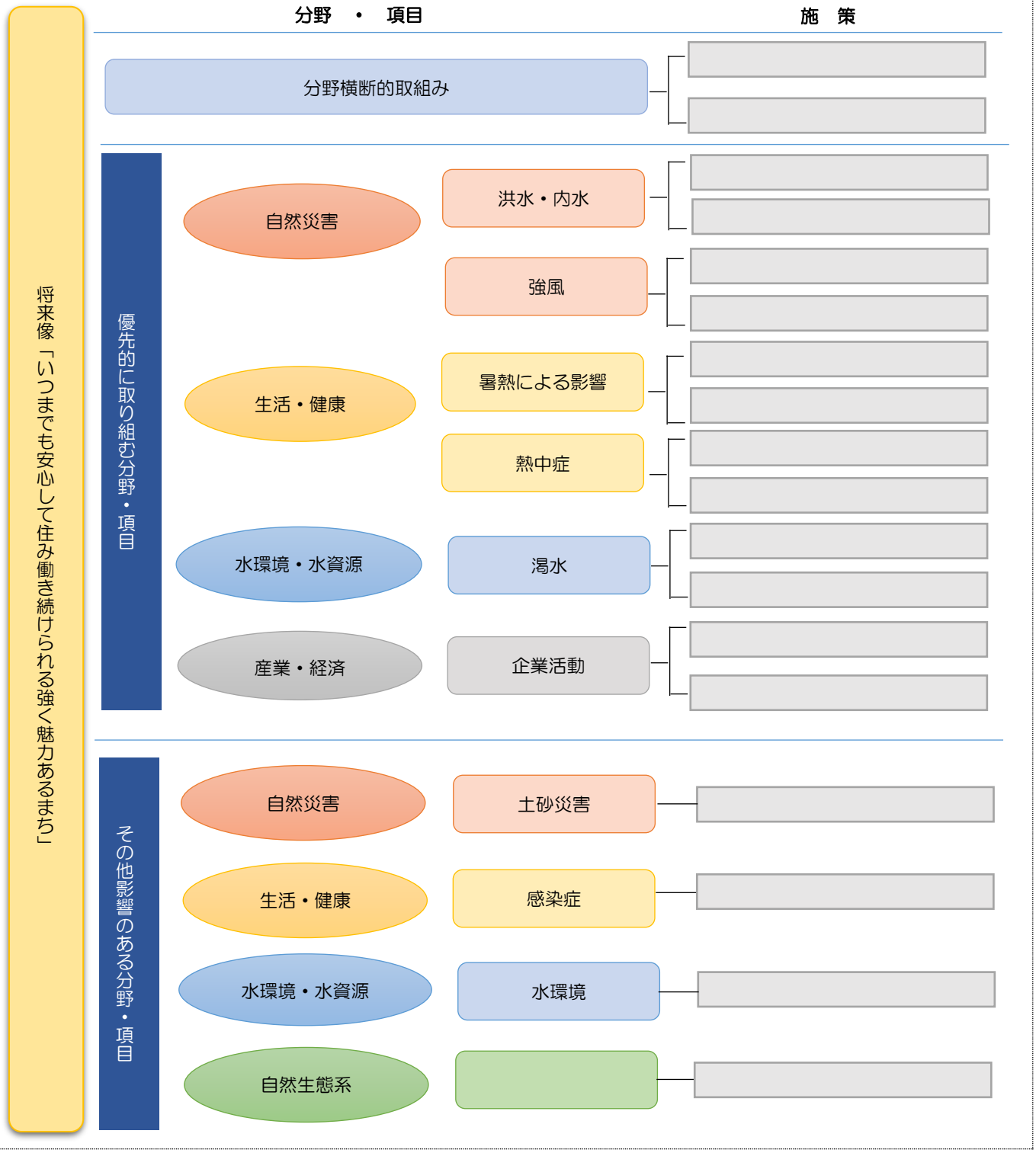

※「優先的に取り組む分野・項目」と「その他影響のある分野・項目」を一体的に示し、施策毎に優先度のレベル感を示す方法もある。

※施策体系に含める分野・項目は以下のとおり

（1）優先的に取り組む分野・項目

分野	項目	含まれる内容	関連する取組み
生活・健康	暑熱による生活への影響	熱ストレス・睡眠障害／暑さによる不快感	●緑化指導 ●ヒートアイランド対策助成制度 ●打ち水 ●緑のカーテン事業 ●緑の実態調査 ●クールスポットの創出 ●涼風の道 ○日陰の創出【案】
	熱中症	死亡リスク／熱中症／脆弱集団への影響	●「ひと涼みスポット」の設置 ●高齢者熱中症予防訪問 ●地域における熱中症予防見守り・声かけ運動 ●熱中症警報の情報発信 ●普及啓発 ○基礎疾患のある区民等向けの普及啓発【案】
自然災害	洪水・内水等	洪水／内水／高潮・高波／海面上昇	●雨水流出抑制施設の指導 ●道路改修整備（透水性舗装） ●水害及び雪害等に関する対策事業 ●雨量や河川水位等の情報収集と公開 ●防災意識の普及・啓発 ●防災教育の推進 ●要配慮者及び避難行動要支援者の援護体制づくり ○建築物浸水対策チェックリストの作成・運用【案】 ○区民向け行動指針の作成・配布【案】 ○災害発生後の生活・企業活動の早期復旧に向けた支援【案】
	強風	強風	●屋外広告物の許可（屋外広告物の安全推進） ○災害発生後の生活・企業活動の早期復旧に向けた支援【案】
水資源	渇水	渇水	●道路の改修整備（透水性舗装等） ●建築物の省エネ推進（建築物環境計画書制度の推進の「雨水の地下浸透や中水利用等による水循環」） ●雨水流出抑制施設の指導 ●道路維持管理事業（雨水枡清掃、透水性舗装等の清掃）
産業・経済	企業活動	移行リスク／物理的リスク	●企業・事業所等の災害対策（事業所による災害用備蓄物資購入助成、事業所防災アンケート調査）

（2）その他影響のある分野・項目

分野	項目・含まれる内容	関連する取組み
水環境・水資源	水環境	●濠・河川等水質監視調査 ●濠池・河川維持管理
自然生態系	陸域生態系、淡水生態系、生物季節、分布・個体群の変動	●公園緑地帯・河川緑地帯等維持 ●区の花さくらの再生 ●区民参加型モニタリング調査 ●大径木調査
自然災害・沿岸域	土砂災害	●土砂災害ハザードマップの公表
健康	感染症、その他の健康への影響	●感染症予防・医療対策（感染症発生動向調査事業、感染症健康診断） ●健康危機管理対策
産業・経済活動	金融・保険、観光業、その他の影響	ー
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等、文化・歴史などを感じる暮らし	●区の花さくらの再生

4　分野別目標・指標

施策の進捗を把握するため、可能な限り各分野の指標を設定する。

※定性的・定量的ともに成果を測ることが困難なため、目標は設定しない。
※具体的な指標案は次回の検討部会において提示予定

5　計画期間・見直し時期

21 世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、計画期間は（仮称）改定地球温暖化対策地域推進計画と合わせ、2030 年度までとする。

ただし、気候変動の将来予測には不確実性があることから、計画策定後も常に最新の科学的知見を収集し、その情報と各施策の状況により、必要に応じて計画を見直す。